

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 月十日	指定の年月日
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千三百 三十七番三	指定に係る道路の位置
三十四・〇二	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)